

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2026 年 6 月 16 日

都道府県知事

（市長） 福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県郡山市不動前1-59

氏 名 株式会社アイ工務店 福島支社支社
長 前田 洋助

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 024-973-6875

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アイ工務店 福島支社
事業場の所在地	福島県郡山市不動前1-59
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業/ 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 25.8億円
③ 従業員数	62名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	新築廃棄物→各現場で発生した廃棄物は品目ごとに集約した後、委託収集運搬にて回収し、委託集積場に集め処理委託業者にて処理。 解体廃棄物→各現場で発生した廃棄物は、委託収集運搬業者にて運搬し、処理委託業者にて処理。

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

現場推進部
↓
建設部長 (産廃処理統括責任者)
↓
建設部業務 (産業廃棄物管理担当)
↓
工事現場管理責任者 (産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2025 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	排出量	1044.84 t	t
	(これまでに実施した取組) 現場担当者が各現場ごとに作業員へ周知・指導を行い、廃棄物の適正処理を徹底。処分場にて邸別に実数量を計測、週に1回の会議にて報告。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 施工方法の見直し及び工程管理の改善を行い、現場での分別を徹底するとともに、再使用可能な資材の有効活用を推進し、産業廃棄物の排出量削減及び再資源化率の向上に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類 (コンクリート塊)、木くず、段ボール、プラスターボード、混合廃棄物に分類 現場作業員への分別指導
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物の分類精度向上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃・がれき類・繊維くず・コンガラ	
	全処理委託量	1044.84 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	446.15 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	16.42 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・廃プラ・金属くず・紙くず・木くず・石膏ボード・管理型混廃、がれき類・繊維くず・コンガラ	
	全 処 理 委 託 量	0 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の処理委託にあたっては、法令遵守や環境保全への取組状況を考慮し、可能な限り優良認定処理業者を選定する。再生処理を中心にした処理方法を採用する処理業者を優先的に選定し、リサイクル率の向上に努める。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。